東京大学理学部規則

昭和２６年７月１０日
評議会可決
沿革

第１条　本学部は、自然界の仕組みを体系的に理解して、自然科学の諸分野で先端的な研究を行う人材及び理学の素養の上に社会で創意ある活動を行う人材養成を目指し、学生自らが第一線の研究に触れる中から自然に問いかけ思索する能力を修得させることを目標とする。
２　各学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定める。
第１条の２　本学部に、次の１０学科を置く。
数学科
情報科学科
物理学科
天文学科
地球惑星物理学科
地球惑星環境学科
化学科
生物化学科
生物学科
生物情報科学科
第２条　各学科の授業科目を必修科目、選択必修科目及び選択科目の３種とする。
２　授業科目の単位数は、講義については１５時間、演習については３０時間、実験又は実習については４５時間の授業時間をもって１単位とする。
第３条　削除
第４条　学生は、その所属以外の学科、他学部及びグローバル教育センターの授業科目を学修することができる。
第５条　学生は、毎学年の初めに、その学年間に学修しようとする科目を申請して許可を受けなければならない。
２　授業の開始が学年の中途であるときは、そのときに前項の申請をすることができる。
第６条　１科目について、前条の申請をした学生の員数が、学修させ得る人員を超過するときは、次の順位によってこれを許可する。
(1)　当該科目を必修科目とする者
(2)　当該科目を選択科目とする者
(3)　その他の者
第７条　第３学年及び第４学年において学生は、別表１に掲げるところに従って必要なる科目を学修しなければならない。
第８条　２学年以上在学し、別表１及び別表２に定める単位を得た者を卒業とする。
２　前項の規定にかかわらず、東京大学学部通則（以下「学部通則」という。）第２条第２項に定めるところにより、学生が修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。
３　前項に定めるもののほか、長期履修学生の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。
第９条　各科目の成績は優上、優、良、可、不可の５等として優上、優、良、可を合格とし、不可を

不合格とする。ただし、学部長が適当と認めた科目については、合格又は不合格の評点によることができる。

2　学部通則第１４条の２、第１４条の３、第１４条の５及び第１６条の２の定めるところにより、外国の大学において履修した科目及び外国の大学が行う通信教育において履修した科目にかかる試験成績の評点については、前項の例によるほか、合格又は不合格の評点によることができる。

第１０条　学部通則第１０条第１項第１号､第４号及び第８号の規定に該当する者の取扱については、別に定める。

附　則

1　この規則は、平成元年４月７日から施行し、平成元年４月１日から適用する。

2　平成元年３月３１日以前に入・進学した者については、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成２年５月２３日から施行し、平成２年４月１日から適用する。

2　平成２年３月３１日以前に進入学した者については、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成３年５月１４日から施行し、平成３年４月１日から適用する。

2　平成３年３月３１日以前に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成３年６月２４日から施行し、平成３年４月１日から適用する。

2　平成３年３月３１日以前に進入学した者については、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成４年４月１日から施行する。

2　平成４年３月３１日以前に進入学した者については、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成５年６月２９日から施行し、改正後の東京大学理学部規則の規定は平成５年４月１日から適用する。

2　平成５年３月３１日以前に進入学した者については、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成６年４月１日から施行する。

2　平成６年３月３１日以前に進入学し、引続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成７年４月１日から施行する。

2　平成７年３月３１日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成８年４月１日から施行する。

2　平成８年３月３１日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成９年４月１日から施行する。

2　平成９年３月３１日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成１０年４月１日から施行する。

2　平成１０年３月３１日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成１１年４月１日から施行する。

2　平成１１年３月３１日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成１２年４月１日から施行する。

2　平成１２年３月３１日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成１３年４月１日から施行する。

2　平成１３年３月３１日以前に進学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成１４年４月１日から施行する。

2　平成１４年３月３１日以前に進学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による

附　則

1　この規則は、平成１５年４月１日から施行する。

2　平成１５年３月３１日以前に進学又は入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

2　平成１６年３月３１日以前に進学又は入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

2　平成１７年３月３１日以前に進学又は入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

2　平成１８年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学理学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

2　平成１８年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学理学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

2　平成１９年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学理学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

1　この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

2　平成２０年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

2　平成２１年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

2　平成２２年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

2　平成２３年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学理学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

2　平成２４年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学理学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

2　平成２５年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

2　平成２６年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この規則は、平成２６年５月８日から施行する。

附　則

1　この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

2　平成２７年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の別表１及び別表２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成２７年６月２５日から施行する。

2　平成２７年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の別表１の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

2　平成２８年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の別表１及び別表２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この規則は、平成２８年９月１日から施行する。

附　則

1　この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

2　平成２９年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の別表１の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

2　平成３０年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の別表１及び別表２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

2　平成３１年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の別表１及び別表２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1　この規則は、令和２年４月１日から施行する。

2　令和２年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の別表１及び別表２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

2　令和３年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の別表１の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和３年７月１日から施行する。

附 則

1　この規則は、令和４年４月１日から施行する。

2　令和４年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の別表１の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

2　令和５年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の別表１及び別表２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この規則は、令和５年１０月３０日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　則

1　この規則は、令和６年４月１日から施行する。

2　令和６年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の別表１及び別表２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和６年１０月２日から施行する。

附　則

1　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

2　令和７年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の別表１の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、令和８年４月１日から施行する。

2　令和８年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の別表１の規定にか

かわらず、なお従前の例による。

別表１
別表２

沿革

東京大学理学部規則

体系情報
□第３編 学務
　▽第１章 学部

沿革情報

◆昭和２６年０７月１０日　評議会可決
◇昭和２７年０９月３０日
◇昭和２７年１１月１８日
◇昭和２８年０４月２１日
◇昭和２９年０９月２１日
◇昭和３０年１２月２０日
◇昭和３１年０７月１７日
◇昭和３２年０９月２４日
◇昭和３３年０５月２０日
◇昭和３４年０３月１７日
◇昭和３５年０３月２２日
◇昭和３６年０３月１４日
◇昭和３７年０３月２０日
◇昭和３８年０３月１９日
◇昭和３９年０３月１７日
◇昭和４０年０４月０１日
◇昭和４１年０４月０１日
◇昭和４２年０４月０１日
◇昭和４３年０５月０２日
◇昭和４３年１２月１７日
◇昭和４４年１２月０１日
◇昭和４５年０４月２１日
◇昭和４５年１０月０１日
◇昭和４６年０６月２２日
◇昭和４７年０４月０１日
◇昭和４７年１１月２１日
◇昭和４８年０４月０１日
◇昭和４９年０４月０１日
◇昭和５０年０４月０１日
◇昭和５１年０４月０１日
◇昭和５１年１１月１０日
◇昭和５２年０４月０１日

◇昭和５３年０４月０１日
◇昭和５４年０４月０１日
◇昭和５５年０４月０１日
◇昭和５６年０４月０１日
◇昭和５７年０４月０１日
◇昭和５８年０４月０１日
◇昭和５９年０４月０１日
◇昭和６０年０４月０１日
◇昭和６１年０４月０１日
◇昭和６２年０４月０１日
◇昭和６３年０５月１０日
◇平成０１年０４月０７日
◇平成０２年０５月２３日
◇平成０３年０５月１４日
◇平成０３年０６月２４日
◇平成０４年０４月０１日
◇平成０４年１１月１７日
◇平成０５年０６月２９日
◇平成０６年０４月０１日
◇平成０７年０４月０１日
◇平成０８年０３月２８日
◇平成０９年０４月０１日
◇平成１０年０４月０１日
◇平成１１年０４月０１日
◇平成１２年０４月０１日
◇平成１３年０４月０１日
◇平成１４年０３月２９日
◇平成１５年０４月０１日
◇平成１６年０３月３１日
◇平成１７年０３月３１日
◇平成１８年０２月２８日
◇平成１８年０３月３１日
◇平成１９年０２月２０日
◇平成２０年０２月１９日
◇平成２０年０３月２１日
◇平成２１年０３月０６日
◇平成２２年０３月０８日
◇平成２３年０２月２２日
◇平成２４年０２月２２日
◇平成２５年０３月１４日
◇平成２６年０２月１８日
◇平成２６年０５月０８日

◇平成２７年０２月１７日
◇平成２７年０６月２５日
◇平成２８年０２月１６日
◇平成２８年０７月２１日
◇平成２９年０２月２７日
◇平成３０年０２月１５日
◇平成３１年０２月１９日
◇令和０２年０２月２５日
◇令和０３年０３月０５日
◇令和０３年０６月２５日
◇令和０４年０２月２８日
◇令和０５年０２月２７日
◇令和０５年１０月３０日
◇令和０６年０２月０７日
◇令和０７年０２月０７日
◇令和０８年０２月１８日